

熊倉和歌子 著

『中世エジプトの土地制度とナイル灌漑』

(東京大学出版会、2019年)

評者 大津谷 馨

中世エジプトの土地制度史は、佐藤次高や五十嵐大介をはじめとして優れた研究者が多く輩出してきた分野であり、綿密な史料分析に基づき従来の理解を刷新する研究は世界的にも高く評価されてきた。本書は、このような日本の研究者の得意とする分野に端を発しつつ、環境史への関心の高まり、歴史研究におけるデジタル技術の利用、王朝別史観の克服、農村の重要性の見直しなど、最新の研究動向を存分に取り入れた研究書となっている。著者である熊倉和歌子氏の研究は国際的にも大きな注目を集めており、本書の英語版の刊行が待望されている。

本書は、序章と終章を含めて全10章構成となっている。以下に構成を示す。

序章 支配の移行期の連続的な理解に向けて

第1部 記録管理の連続と非連続

第1章 『軍務台帳の成立』

第2章 王朝から王朝へ——土地記録の移管とその管理者

第3章 移管された土地台帳

第4章 書き換えられる土地記録

第2部 土地制度と灌漑における連続と非連続

第5章 イクター保有の実態

第6章 灌漑とその維持管理

第7章 オスマン朝統治初年のファイユームの村々

第8章 オスマン朝統治体制の確立と水利行政の変化

終章 支配の移行期における統治体制の変換

序章では、時代設定、「中世」エジプトにおける土地制度史の概要、本書の着眼点と史料が示される。まず、本書の対象となるのはマムルーク朝期の後半に当たるチェルケス・マムルーク朝(1382-1517年)からオスマン朝(13世紀末-1922年)の統治に移行する16世紀半ばまでのエジプトである。本書は、新しい史料を用いてチェルケス朝期の土地制度や灌漑の社会経済史に貢献するとともに、マムルーク朝史とオスマン朝史の間にある研究の溝を埋めマムルーク朝からオスマン朝への支配の移行期のエジプトについて通時的理解を深めることを目的としている。

次に、本書で分析の中心となる「中世」エジプトにおける土地制度の展開が説明される。

徴税権を軍人に授与するイクター制はアイユーブ朝(1169-1250年)によってエジプトに導入され、続くマムルーク朝にも引き継がれた。しかし本書の対象となるチェルケス朝期に入ると、私有地やワクフ(寄進)地の拡大により国庫がひっ迫するという問題が発生していた。1517年にエジプトを征服したオスマン朝はイクター制を廃止し、17世紀後半までにはイルティザーム制(徴税請負制度)への切り替えが行われた。

このような土地制度史の展開を踏まえ、本書は特に、イクター制に関わる文書行政、チェルケス期におけるイクター保有形態、灌漑の維持管理という3点の要素に着目する。これらはいずれもチェルケス朝期の土地記録の文書史料や台帳がまとまって残存していないゆえ、十分に解明されてこなかった問題である。この問題を解決するため、著者は、史料の豊富なオスマン朝期の文書史料の活用を提案し、中でもマムルーク朝期の記録を参照してオスマン朝期に編纂された台帳群に注目する。土地記録を収めた『軍務台帳』、徴税記録をまとめた2種類の検地台帳、灌漑の維持管理に関わる記録をまとめた『ジスル台帳』や『ユースフ運河の取水台帳』などが利用される。これらに加えて、オスマン朝の法規定に関する史料や、エジプトの村々の土地の耕地面積や収税・権利者などの記録を含む『勝利の書』や『至宝の書』が分析される。さらに、年代記、行政指南書、百科全書、地誌などに基づき情報が補われる。

本論は2部構成となっており、第1部では、マムルーク朝からオスマン朝への土地記録の移管が扱われる。

第1章は、中心的な史料の一つである『軍務台帳』の成立過程を扱い、オスマン朝の土地政策との関連を明らかにするとともに、台帳の記録内容が概説される。オスマン朝は、エジプト征服後、財政難を解決するとともにマムルーク朝の既得権益層を整理するため、リザク地(政府によって慈善目的で授与された土地や軍関係者に恩給として与えられた土地)・ワクフ地・私有地といった既存の土地権利を審査し、承認または接収する政策を取った。征服直後の混乱の中で行方不明だったチェルケス期の土地台帳がオスマン朝側に渡ったのを背景に、1552-53年の土地権利処分についての「新規定」では、チェルケス期の土地台帳と記録を照合して、既存の土地権利の合法性を審査することとなった。この審査の結果のうち、『軍務台帳』には、マムルーク朝期に軍務庁が管理していたワクフ地や私有地として確定された土地の記録が記入された。次に、著者はこの台帳の概要を説明する。台帳の冒頭には目次が付され、続いて村ごとの土地利用記録が収録されている。各村の記録は、村の耕地面積・土地利用の概況・収税高の配分率などを記す概要記録と、村にあるワクフ地と私有地に関する詳細記録からなる。いずれにおいても、マムルーク朝期の記録とオスマン朝期の検地記録が比較できるように左右に並べて記されている。

第2章は、この台帳を、誰が、マムルーク朝からオスマン朝に移管したかという問題を扱う。先行研究では、オスマン朝の命令でチェルケス期の土地台帳の搜索を命じられた人物が多くの台帳を「発見」したことが明らかにされているが、その人物は正しく同定されてこなかった。本章は、マムルーク朝期には官僚の名家ジーアーン家とその姻戚マラキー家が軍務庁財務官職を独占しており土地記録の記録管理を担っていたこと、そのうちマラキー家の人物がオスマン朝に記録を移管したことを示した。

第3章では、『軍務台帳』に引用されているチエルケス・マムルーク朝の土地台帳記録を整理し、計10種類の土地台帳がワクフ地と私有地の審査のため利用されていたこと、台帳には大きく分けて概要記録と詳細記録の二つの系統があったことを明らかにした。本章の成果は、記録に限られているためにこれまで解明されてこなかったマムルーク朝期の土地保有に関する文書行政に光を当てたものとして重要である。また『軍務台帳』で引用された台帳の一つ『ムラッバウ台帳』とエジプトの村々の土地記録を伝える重要史料『至宝の書』の記録が一致することから、『至宝の書』はこの台帳に基づいて編纂されたという仮説を提示した。

第4章は、前章で提示された『至宝の書』の成立についての仮説を検証するとともに、この史料についての先行研究を見直し、諸手稿本の系統を整理する。まず、諸写本の調査に基づき、フランスの東洋学者ドゥ・サシの仮説通り、ボドリアン図書館手稿本が正本であることを明らかにした。またこの史料に記録される耕地面積についてはナースィル検地の記録を概ね維持しつつ一部更新が行われていたというミシエルの説が妥当だと確認した。税収高については基本的に1376年のものだが、それ以降に見直しが行われている場合は『至宝の書』編纂時の記録というガルサン説が妥当であることを示した。さらに、綿密な比較に基づいて成立過程に関する仮説を検証し、『至宝の書』は、『ムラッバウ台帳』の記録に基づいて編纂されたことを示した。

以上が第1部の内容である。続く第2部は、これらの史料を利用して土地制度や灌漑の維持管理の実態を解明する。

第5章は、『軍務台帳』を史料としてチエルケス朝期のイクター保有の実態を扱い、この時代にも、ナースィル検地で確立されたような、マムルーク軍人の職階と官職に応じたイクター授与の方式が制度として維持されていたことを示す。一方、実際のイクター保有者に目を転じると、その過半数は非マムルークであり、血縁関係にある者やイエでの共同保有が確認されることを解明した。中でも、アウラードや文民による奉仕を伴わないイクター（恩給のイクター）の保有が目立つことを指摘する。さらに、チエルケス朝期の私有地やワクフ地の増加の背景には、このような恩給のイクターの分与の拡大があると論じる。

第6章は、灌漑とその維持管理をテーマに、『ジスル台帳』の記録に基づき、ジスル（灌漑土手）の維持管理をめぐる政府と村落社会の関係を分析する。まず、ナイルデルタのガルビーヤ県にあるスルターンの灌漑土手の位置を特定し、マッピングする。その結果、土手は一定間隔でナイルの流れに垂直に設置され、灌漑設備を共有する10~30村からなる水利圏を形成していたこと、スルターンの灌漑土手は、複数の区画に分割され、近隣の村々が管理していたことを示した。次に、維持管理に関わるアクターには、政府が任命し設備の維持管理や徴税を担うカーシフに加え、アラブ部族のシャイフ、スルターンの灌漑土手のハウリー（監督者）、村の灌漑土手のハウリー、村人などが存在した。このような複層的な維持管理体制が取られ、土手の維持管理費用も村と政府で分担されていたことから、著者は、政府と村落社会の互惠関係を強調する。一方、これらの代表者の中には各村の土地権利者は含まれていなかったことも指摘する。

第7章では、ナーブルスィー（1261年没）著『ファイユームの歴史』のアヤソフィア手稿

本に併録される、オスマン朝統治初年のファイユーム地方の村々の記録を分析する。まずこの手稿本は、スルタンの灌漑土手のカーシフに献呈されたもので、オスマン朝統治初年にザヒーラ庁財源となっていたファイユーム地方の村の徴税記録を含んでいることを明らかにした。続いて、記録の方法、税の内訳、村人の役割などを説明する。著者はこの史料に基づき、それぞれの土地権利に対して、特定の土地区画ではなく税収の取り分が割り当てられていたことを解明した。すなわち、一つの村に対して複数の土地権利者が関与し、農地や灌漑の維持管理のために必要な経費を負担していたのである。こうして土地権利の細分化が進むにしたがって、一つの土地の維持管理に関わる人数が増え、村を荒廃させる原因となっていたとする。

第8章は、オスマン朝統治体制の確立と水利行政の変化を扱い、農地や灌漑の維持管理にみえるオスマン朝の中央集権化とエジプト統治の関係を分析する。まず、スレイマン1世(1520-66年)による中央集権化と連動して、特定の人物が地元で管理していた記録が政府の管理下に置かれるようになり、政府による記録の収集と台帳の編纂事業が開始したことを示す。このようにして、中央から派遣された法官が水利行政における記録管理と訴訟における裁定を担うようになり、地元のアクターの役割が限定されたものになったことを明らかにした。

終章では、これまでの本論の議論が要約される。まず、第5章の議論に基づき、チエルケス朝期におけるイクター制の変化が整理される。ナースィル検地からの制度の連続性が指摘される一方で、恩給のイクターの拡大が、私有地やワクフ地の増加の原因となったことを確認する。次に、第6章と第7章の議論をもとに、このイクター制の変化が村落社会に与えた影響として、土地権利をめぐる重層的な関係と、灌漑設備の複層的な維持管理体制の2点を指摘する。最後に、第1部および第8章の議論から、オスマン朝によってイクター制が解体され、記録の収集と台帳の編纂が開始されたことで、マムルーク朝期に特定の個人によって管理されていた土地記録は、オスマン朝政府によって管理されるようになったことを示す。このように、マムルーク朝からオスマン朝の移行期に、「パーソナルな社会的関係に基づく統治体制」から「インスティテューショナルな統治体制」への体制の転換が起こったと結論付ける。

以上が、本書の概要である。本書の優れた点は、これまでマムルーク朝研究であまり使われてこなかった史料を駆使し、研究の手薄なマムルーク朝からオスマン朝への支配の移行期の土地制度・文書行政の変化について詳細に明らかにしたことにある。特に、『軍務台帳』をはじめとする史料の記録の概要や成り立ちを解明したことは、今後の研究の基礎となる重要な成果である。またこのような史料の分析に基づき、土地保有の実態や、文書行政における記録の管理体制の変化を具体的に示したことも高く評価できる。

加えて、近年注目の高まっている農村史への貢献も挙げられる。著者は、エジプトでのフィールド調査やGISによるマッピングなどの手法も取り入れ、灌漑や土地管理に関わるアクターの役割をつぶさに描写した。都市に比べて記録の限られている農村社会の研究は、考古学・歴史学など様々な専門家の共同研究によって行われるようになってきており、

本書の成果は研究成果でも手法でも当該分野に重要な示唆を与えるものである。

このように、本書は、綿密な実証に基づく卓越した研究成果であることは疑いない。ただし、評者が感じた疑問点にも触れておきたい。まず、単著としての一貫性の問題である。本書は、序章と終章を除いて刊行論文をもとに書かれているため充実した実証に基づく重厚な内容になっている一方で、全体の一貫性がやや不足しているように思える部分が見受けられた。特に、序論・本論の議論の進め方と、終章でまとめられる議論の順番が異なるため、一読者として少し困惑した。例えば、本論について、終章と同様にイクター制の話から始めて時代順に構成するなどの工夫をすると、単著としてさらに読みやすいものとなったのではないだろうか。また終章の恩給のイクターの増加の背景としての人的関係の変化についても、終章で議論するのではなく、第5章の中に組み込んで議論したうえで、終章で要点を示した方が分かりやすかったのではないかと感じた。

さらに、タイトル『中世エジプトの土地制度とナイル灌漑』からは、本書がマムルーク朝からオスマン朝への支配の移行期を扱うこと、土地制度とナイル灌漑に加えて三つ目の柱として文書行政に注目していることが分からないのは残念である。またマムルーク朝からオスマン朝への支配の移行期という時代設定について説明がなされる一方で、タイトルにも含まれる「中世」について特に議論されることがないのも気になった。オスマン朝期を射程に入れるならば「中近世」としてもよかったのではないだろうか。

また本書では、随所でエジプト、特にナイル川を取り巻く自然環境についての詳細な言及がありつつも、あくまで、社会の人的関係の変化を受けてイクターの保有形態が変化し、その結果として土地権利が細分化した影響で農村の荒廃が進んでいったとの説明がなされる。このような制度の変化以外に、例えばよく取り上げられるペストの影響など、環境の変化がどれほどの影響力を持っていたのか、著者自身が精力的に研究を進めているテーマではあるが、今後、環境史の視点からさらなる研究の進展が期待される。

最後に、本書の一部はすでに英文で刊行されており、世界的に高い評価を受けていることを付け加えておきたい。例えば、本書の第2章のもととなった論文はマムルーク朝史に関する英文雑誌 *Mamlūk Studies Review* に、また第8章のもととなった論文はボン大学の論集に掲載され、Hirschler や Burak をはじめとする研究者によって引用されている。本書の英語版が刊行されれば、中近世エジプトの文書行政史・環境史・農村社会史などの研究に大きなインパクトを与えるとともに、本書で取り上げられた様々な史料に関する基礎的研究として必ず参照される成果となるだろう。またアクセス困難な新しい史料を入手し、丹念に解読し、複数の分野にまたがる問題関心に基づいて研究し、新しい手法を取り入れていくことを恐れないといった姿勢は、分野を問わず歴史学者の手本となるものだろう。本書の刊行を喜ぶとともに、英語版の刊行を心待ちにしたい。

参考文献・引用文献

- 五十嵐大介 (2011) 『中世イスラーム国家の財政と寄進——後期マムルーク朝の研究』 刀水書房。
佐藤次高 (1986) 『中世イスラーム国家とアラブ社会——イクター制の研究』 山川出版社。

- Burak, Guy (2019) "In Compliance with the Old Register": on Ottoman Documentary Depositories and Archival Consciousness. *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 62(5-6): 799-823.
- Hirschler, Konrad (2019) *A Monument to Medieval Syrian Book Culture: The Library of Ibn 'Abd al-Hādī*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Igarashi, Daisuke (2015) *Land Tenure, Fiscal Policy, and Imperial Power in Medieval Syro-Egypt*. Chicago: Middle East Documentation Center.
- Kumakura, Wakako (2014-15) Who Handed over Mamluk Land Registers to the Ottomans? A Study on the Administrators of Land Records in the Late Mamluk Period. *Mamlūk Studiies Review* 18: 279-298.
- Sato, Tsugitaka (1997) *State and Rural Society in Medieval Islam: Sultans, Muqta's, and Fallahun*. Leiden: Brill.

■ 評者紹介

- ①氏名(ふりがな): 大津谷馨(おおつや・かおり)
- ②所属と役職: リエージュ大学大学院哲学文学研究科・博士後期課程
- ③出身地: 兵庫県
- ④専門分野・地域: 歴史学・西アジア史
- ⑤学歴: 京都大学大学院文学研究科修士課程修了(西南アジア史学専攻)
- ⑥職歴: ボン大学Annemarie-Schimmel Kollegフェロー、日本学術振興会特別研究員DC2を経て、FNRSフェロー
- ⑦現地滞在経験: エジプトやヨルダンなど
- ⑧研究手法: 文献史学
- ⑨研究上の画期: 修士課程のときに現在の指導教官に出会ったこと
- ⑩推薦図書: 家島彦一(2006)『海域から見た歴史——インド洋と地中海を結ぶ交流史』名古屋大学出版会。